

足利市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）
～足利市女性職員輝きプラン～

令和3年4月策定
令和5年7月変更
足利市長
足利市議会議長
足利市消防長
足利市教育委員会
足利市選挙管理委員会
足利市代表監査委員
足利市公平委員会
足利市農業委員会

足利市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、足利市長、足利市議会議長、足利市消防長、足利市教育委員会、足利市選挙管理委員会、足利市代表監査委員、足利市公平委員会、足利市農業委員会（以下「各任命権者」という。）が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、足利市特定事業主行動計画策定・推進委員会において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行います。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び達成に向けた取組み

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、各任命権者がそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するために特に重要な課題について、次のとおり数値目標を設定し、その達成に向けた取組みを実施します。

なお、数値目標については令和7年度末までの達成目標とし、取組内容については令和3年度から令和7年度までの実施とします。

目標1 副主幹級以上の女性職員の割合を25%以上にする。

<取組内容>

- ・女性職員を管理部門、事業部門等、多様なポストに積極的に配置する。
- ・女性職員の活躍に資する研修を行う。

目標2 男性職員の育児に関する休暇等の取得割合を次のとおりにする。

- ・配偶者出産休暇の取得割合を100%にする。
- ・育児参加のための休暇の取得割合を70%以上にする。
- ・配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上の取得割合を50%以上にする。
- ・育児休業の取得割合を50%以上にする。

<取組内容>

- ・組織として男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。
- ・男性の育児参画の促進に向けた研修を実施する。
- ・妻が出産を控えている男性職員の上司に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に関する助言を行う。
- ・男性職員は、配偶者の妊娠が判明した場合には、上司に対して申し出ることとし、上司は各種両立支援制度の活用について意向を確認し、積極的な活用を促す。